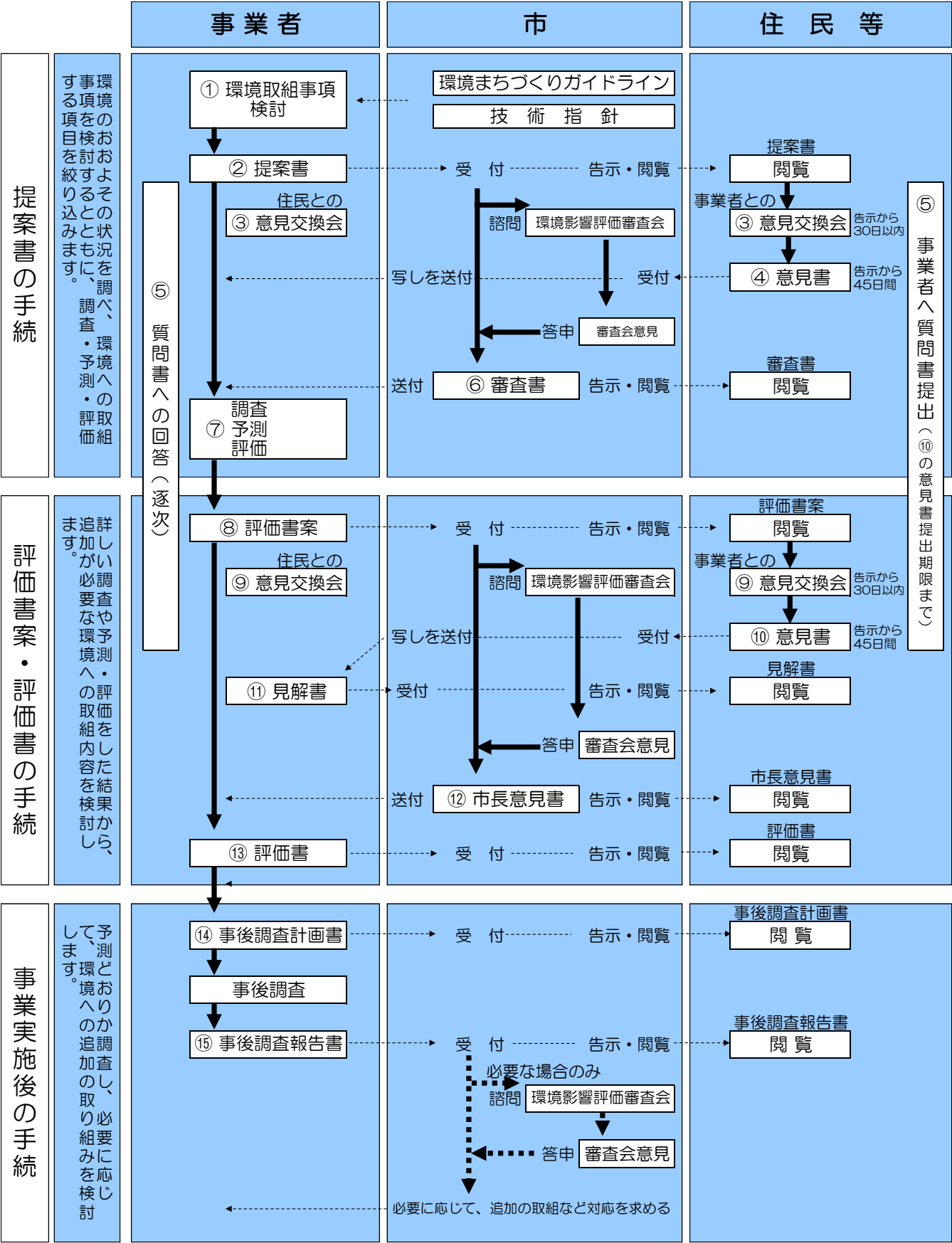


# 環境まちづくり影響評価手続きの流れ



図中の○数字がある項目は、次のページの説明をご覧ください。

|    |                    |                                                                     |
|----|--------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1  | 環境取組事項の検討          | 事業者は、自らの環境方針を踏まえ、事業計画を環境の視点から立案し、環境への取組事項を検討します。                    |
| 2  | 提案書の提出             | 事業者は、事業計画や環境取組事項、環境影響評価の項目・方法を記載した環境影響評価提案書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。  |
| 3  | 住民と事業者との意見交換会の開催   | 事業者は、関係地域の住民に提案書の内容を説明し、環境の視点からの意見を交換するための意見交換会を開催します。              |
| 4  | 提案書についての住民の意見書の提出  | 提案書の内容について、事業者に対して環境の視点からの意見がある方は、市長に意見書を提出することができます。               |
| 5  | 質問書の提出             | 提案書又は評価書案について事業者に対して質問がある方は、市長に質問書を提出することができます。市長は、事業者からの回答書を公表します。 |
| 6  | 提案書に対する市長の審査書の送付   | 市長は、審査会の答申や住民の意見を考慮して、提案書に対する審査書を事業者に送付するとともに、公表します。                |
| 7  | 環境影響評価の実施          | 事業者は、市長の審査書に基づき提案書の内容に検討を加え、環境影響評価（調査・予測・評価）を行います。                  |
| 8  | 評価書案の提出            | 事業者は、環境影響評価の結果と再度検討を加えた環境取組事項を記載した環境影響評価書案を、市長に提出します。市長はこれを公表します。   |
| 9  | 住民と事業者との意見交換会の開催   | 事業者は、関係地域の住民に評価書案の内容を説明し、環境の視点からの意見を交換するための意見交換会を開催します。             |
| 10 | 評価書案についての住民の意見書の提出 | 評価書案の内容について、事業者に対して環境の視点からの意見がある方は、市長に意見書を提出することができます。              |
| 11 | 見解書の提出             | 事業者は、意見交換会での意見や住民の意見書に対する見解書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。                 |
| 12 | 評価書案に対する市長意見書の送付   | 市長は、審査会の答申や住民の意見、事業者の見解を考慮して、評価書案に対する市長意見書を事業者に送付するとともに、公表します。      |
| 13 | 評価書の提出             | 事業者は、評価書案に検討を加えた環境影響評価書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。                      |
| 14 | 事後調査計画書の提出         | 事業者は、事後調査を実施するための計画書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。                         |
| 15 | 事後調査報告書の提出         | 事業者は、事後調査の結果と環境取組の実施状況についての報告書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。               |